

重度脳性まひの

お子様・ご家族の
皆様へ



産科医療補償制度の申請期限は

満1歳の誕生日～
満5歳の
誕生日までです



2022年
制度改正



補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？

下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①

2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上
または
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の
要件を満たしている

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数
28週以上

出生体重にかかわらず対象となります。

2022年
制度改正

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

☎ 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間: 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■ 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

Q.産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が重度脳性まひになって要件を満たした場合

MERIT
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000万円** 支給

(準備一時金 **600万円** + 補償分割金 **2,400万円** (年間120万円×20回))

MERIT
02

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT
03

産科医療の質の向上により

安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q.どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合

実用的な
歩行とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状態で、
立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに
歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

02 上肢運動

一上肢
のみ

障害側の基本的な機能が全廃

両上肢

脳性まひによる運動機能障害により、
食事摂取動作が一人では困難で
かなりの介助を要する

03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の一上肢に著しい障害 ⊕ 障害側の一下肢に著しい障害

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、
下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、
総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。

